主ナル役員ノ住所氏名生年月職業略歴

小石川区掃除町三四西出方
理事長 安達和 明治廿六年八月生
尋常小学ヲ卒業后大正七年十二月迄京橋戸大和工坊ノ職工トナリ仝八年二月砲兵工廠職工トナリ仝年八月吉川哲等ト小石川労働会ヲ組織シ仝月全盟罷業ノ煽動ヲナシタルタメ解雇セラレ其後労働運動ニ従事シ今日ニ至ル

府下滝ノ川字滝ノ川九八
理事 横田多門 明治廿一年三月生
郷里ニ於テ高等小学校卒業后農事ニ従事明治四十一年十二月横須賀海兵団ニ入営大正二年三等兵曹トナリ仝年除隊帰郷シ大正三年十月上京板橋火薬製造所ノ職工トナリ大正八年八月中全盟罷業ノ煽動ヲナシタルヲ以テ解雇セラレ仝九年二月頃工友会ヲ組織シ之カ会長トナリ仝十年四月頃ヨリ安達和ト提携シ仝五月中日本労働聯盟ヲ組織シ之カ理事トナリ今日ニ至ル

日本労働聯盟規約

第一章 総則

第一条 本聯盟を日本労働聯盟と称す

第二条 本聯盟は本部を東京に置き各聯合会及ひ支部を各地に設置す

第三条 本聯盟は本聯盟綱領を遂行するを以て目的とす

第二章 組織

第四条 本聯盟は日本領土に在る労働者を以て組織す

第五条 本聯盟内部を左の如く大別す
一、官業部
二、民業部

第六条 各部内を産業別組合に区別す

第三章 機関

第七条 本聯盟の機関を左の如く定む
一、理事会
二、執行委員会
三、代議員会

第八条 本聯盟事務を左の如く別つ
一、総務部
二、庶務部
三、会計部
四、宣伝部

第九条 本聯盟本部に左の役員を置く
一、常任理事
二、理事
三、代議員